

狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 29 年 1 月

狛江市

目次

はじめに	- 1 -
第1章 基本的な方針	- 5 -
1 計画の基本的考え方	- 5 -
(1) 根拠	- 5 -
(2) 対象とする感染症	- 5 -
(3) 計画の基本的考え方	- 5 -
(4) 計画の推進	- 5 -
(5) 計画の改定	- 5 -
2 対策の目的	- 6 -
3 対策の基本的考え方	- 7 -
4 発生時の被害想定	- 8 -
5 発生段階の考え方	- 9 -
6 対策実施上の留意点	- 11 -
(1) 基本的人権の尊重	- 11 -
(2) 公平性の確保	- 11 -
(3) 危機管理としての特措法の性格への留意	- 11 -
(4) 関係機関相互の連携・協力の確保	- 11 -
(5) 記録の作成・保存	- 12 -
第2章 役割分担及び実施体制	- 13 -
1 基本的な責務	- 13 -
(1) 国	- 13 -
(2) 都	- 14 -
(3) 市	- 14 -
(4) 医療機関等	- 14 -
(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関	- 14 -
(6) 登録事業者	- 15 -
(7) 一般の事業者	- 15 -
(8) 市民	- 15 -
2 実施体制	- 16 -
(1) 市対策本部の構成	- 16 -
(2) 新型インフルエンザ等の発生段階と実施体制	- 18 -

(3) 新型インフルエンザ等対策各部分掌事務	- 19 -
第3章 対策の基本項目	- 21 -
1 情報提供・共有	- 21 -
(1) 情報提供手段	- 21 -
(2) 情報収集体制の整備	- 21 -
(3) 平時における情報提供	- 23 -
(4) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供	- 23 -
(5) 医療機関との情報共有	- 23 -
(6) 市民相談	- 24 -
2 感染拡大防止	- 25 -
(1) 個人対策	- 25 -
(2) 事業所対策	- 26 -
3 予防接種	- 29 -
(1) 特定接種	- 29 -
(2) 住民接種	- 30 -
4 市民生活及び経済活動の安定の確保	- 32 -
(1) 食料・生活必需品の安定供給（特措法第59条）	- 32 -
(2) 要配慮者への支援、食料品等の提供	- 32 -
(3) ごみ収集、ごみ処理業務の継続	- 32 -
(4) 下水道業務の継続	- 33 -
(5) 遺体の安置、火葬（特措法第55条）	- 33 -
(6) 市役所機能の維持継続	- 33 -
(7) 地域医療	- 33 -
第4章 各段階における対策	- 35 -
1 未発生期	- 35 -
(1) 情報提供・共有	- 35 -
(2) 感染拡大防止	- 36 -
(3) 予防接種	- 36 -
(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保	- 37 -
2 海外発生期	- 38 -
(1) 情報提供・共有	- 38 -
(2) 感染拡大防止	- 39 -

(3) 予防接種	- 39 -
(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保	- 40 -
3 国内発生早期（都内未発生）	- 41 -
(1) 情報提供・共有	- 41 -
(2) 感染拡大防止	- 42 -
(3) 予防接種	- 43 -
(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保	- 44 -
4 都内発生早期	- 45 -
(1) 情報提供・共有	- 45 -
(2) 感染拡大防止	- 46 -
(3) 予防接種	- 46 -
(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保	- 47 -
5 都内感染期	- 49 -
(1) 情報提供・共有	- 49 -
(2) 感染拡大防止	- 50 -
(3) 予防接種	- 51 -
(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保	- 51 -
6 小康期	- 54 -
(1) 情報提供・共有	- 54 -
(2) 感染拡大防止	- 54 -
(3) 予防接種	- 54 -
(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保	- 55 -
資料	- 56 -

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 国における取組の経緯

国では、新型インフルエンザ対策について、平成 17 年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、平成 20 年には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」により強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的に大流行し、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、死亡者数は平成 22 年 9 月末現在で 203 人、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などがみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフ

ルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 国及び東京都における行動計画の策定

特措法に基づき、国は平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、東京都は平成 25 年 11 月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定した。

4 新たな狛江市行動計画の策定

特措法の施行以前、狛江市（以下「市」という。）では、H5N1 型鳥インフルエンザが新型インフルエンザに変異することを念頭に、平成 22 年 2 月に「狛江市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 23 年 2 月には「狛江市事業継続計画 < 新型インフルエンザ編 >」を策定するなどして新型インフルエンザの発生に備えてきた。

また、新型インフルエンザ対策の強化を図るため平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことを受け、このたび新たに「狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

本計画は、特措法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」にあたるもので、本行動計画の策定をもって従前の「狛江市新型インフルエンザ対策行動計画」（平成22年2月策定）は廃止する。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

特措法第8条で規定する市町村行動計画（以下「市行動計画」という。）

(2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、特措法第8条第1項で規定のとおり都行動計画に基づいて策定されなければならないだけでなく、政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議・平成25年6月26日）及び同ガイドライン付属資料「新型インフルエンザ等対策における国・都道府県・市町村の役割分担について」等との整合性に注意を払い策定した。

内容としては、市が実施する措置等を病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等の様々な状況にも対応できるよう発生段階別に対策の選択肢を示すもので、もって、新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とするものである。

また、国、都、医療機関等、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、それぞれの新型インフルエンザ等対策が緊密に連携して推進されるようにするものである。

(4) 計画の推進

新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から実施体制の整備、マニュアルの作成、資器材の整備、研修・訓練など対策の推進を図る。

(5) 計画の改定

市行動計画は、都行動計画等の見直しがあった場合は、適時適切に変更を行うものとする。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

(特措法第1条)

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、ひとたび発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う様々な社会的影響をもたらすことが懸念されることから、新型インフルエンザ等対策の目的は、これらの被害や影響を最小化することにある。

新型インフルエンザ等は、長期的には国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中することにより、患者数が医療の提供能力を超え必要な医療を受けられない人が多数発生するという事態も想定される。

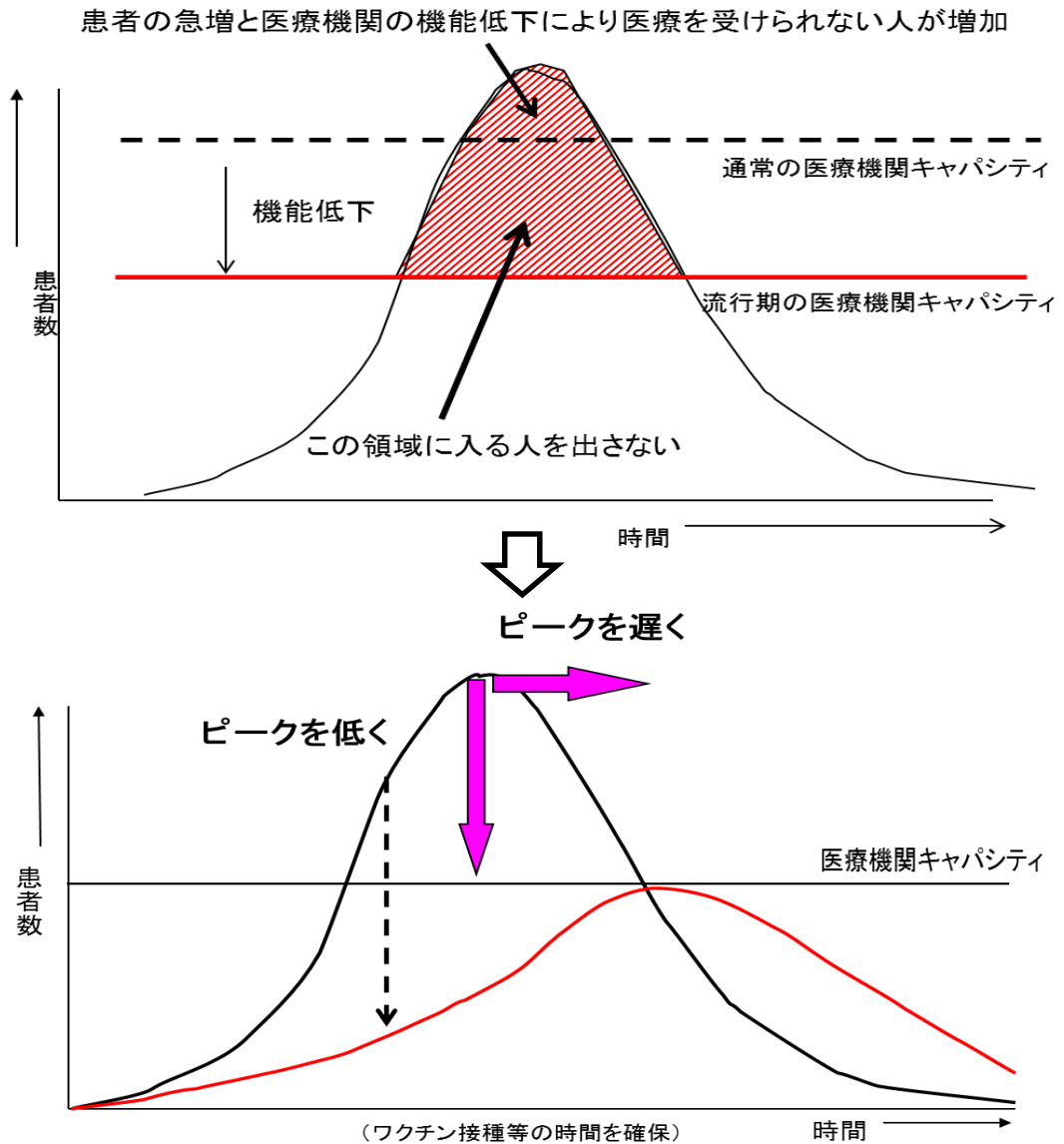
このような事態を回避するため、新型インフルエンザ等対策では、あらゆる対策を講じることにより感染拡大を可能な限り抑制することが必要となる。

また、事業者においては、新型インフルエンザ等の流行により従業員の欠勤が多数に上り、あらゆる業種において経済活動の機能が低下する事態も考えられることから、限られた人員により必要な業務を継続できるための対策が求められる。

3 対策の基本的考え方

すでに述べたとおり、長期的には、国民の多くが罹患するという前提のもと、目的を達成するため以下の考え方に基づき各種対策を講じる。

＜対策の効果 概念図＞



患者数のピークを抑えるとともに感染拡大を遅らせることにより、必要な医療が受けられない人を出さないほか、社会機能が低下することを防止する。

これにより、ワクチン製造から接種にかかるまでの時間を確保し、感染前の段階で一人でも多くの市民にワクチン接種することが可能となり、健康被害の軽減につながるとともに医療機関の負荷を軽減できる。

4 発生時の被害想定

新型インフルエンザの毒性の強さや流行規模等は、出現した新型インフルエンザウィルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるものであり、発生前にその毒性の強さや流行規模を正確に予測することは困難である。

これを踏まえ、流行規模等の予測には、都行動計画（平成 25 年 11 月）の考え方を採用することとし、これを市の人口（平成 28 年 4 月 1 日現在：80,422 人）に置き換えて、下表のとおり算出した。

都の流行予測に倣い「市民の 30%が罹患する」との流行予測を行った場合、医療機関で受診する患者数は、入院・外来を合わせて約 24,130 人程度と推計される。

ただし、これらの人数は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定したものである。

また、死亡割合についてはアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考にしている。

被害想定		東京都	狛江市
流行予測による健康被害	患者数	3,785,000 人	24,130 人
	外来受診者数	3,785,000 人	24,130 人
	入院患者数	291,200 人	1,860 人
	死亡者数	14,100 人	90 人
	(※インフルエンザ関連死亡者数 ¹)		
流行予測のピーク時の健康被害	1 日新規外来患者数	49,300 人	320 人
	1 日最大患者数	373,200 人	2,380 人
	1 日新規入院患者数	3,800 人	30 人

《参考》 国の被害想定

- 罹患割合：国民の 25%が罹患すると想定
- 患者数：約 1,300 万人～約 2,500 万人
- 入院患者数：約 53 万人～約 200 万人
- 死亡者数：約 17 万人～約 64 万人

¹ インフルエンザ関連死亡者数 インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡者だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することから、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

5 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、流行状況に応じて講ずることが有効であることから、流行状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対策を定めておかなければならない。

発生段階は、都行動計画で示す区分と同様に、①未発定期、②海外発定期、③国内発生早期（都内未発生）、④都内発生早期、⑤都内感染期、⑥小康期の全6区分とする。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：都知事）が、都行動計画に基づき決定する。

また、対策の移行については、基本的に発生段階の移行と併せて都内一斉に行われるものであるが、市内、近隣市または近隣県の流行状況によって、都と協議のうえ、都内一斉に切り替わる必要があるものを除き、対策を前倒しして実施することがある。

なお、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合は、特措法第34条に基づく狛江市新型インフルエンザ等対策本部（以下、市対策本部という。）（本部長：市長）において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

東京都	狛江市	状態
未発定期	未発定期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発定期	海外発定期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 （都内未発生）	国内発生早期 （都内未発生）	国内で患者が発生しているものの、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができ、都内では患者が未だ発生していない状態
都内発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

都内感染期	※ 医療 体制 ²	第一ステージ	都内感染期	都内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		第二ステージ		
		第三ステージ		
小康期			小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

² 第一ステージ（通常の通院体制） 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態

第二ステージ（院内体制の強化） 流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態

第三ステージ（緊急体制） 流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、さらに定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態

6 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等対策を実施するうえで以下の点について留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、感染拡大防止に係る入院措置や国の緊急事態宣言が行われた場合に行う特措法第 46 条に基づく住民接種の実施や、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 公平性の確保

特措法に基づいて市が実施する住民接種は、ワクチンの供給量に合わせて順次実施することになる。この場合、接種場所、接種順位等について、あらかじめ、公平性に十分配慮のうえ、計画的に実施しなければならない。

(3) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞をまねくおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じうるができるよう制度設計されている。

新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(4) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部と都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的な対策を推進する。市対策本部長（市長）は、都対策本部長（都知事）に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有及び連携を図りつつ相互に協力しながら対策を推進する。

(5) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し公表する。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、市民生活、経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関・薬局、事業者、市民等の各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等がひとたび発生すれば、誰もが罹患する可能性があることから、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

なお、我が国の新型インフルエンザ等対策における国、都道府県、市町村の基本的な役割分担については、国の新型インフルエンザ等対策ガイドライン付属資料「新型インフルエンザ等対策における国・都道府県・市町村の役割分担について」において示されているとおりである。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学、薬学、公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び経済活動の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

都行動計画に基づき、平常時には、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備などの対策を推進する。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

市行動計画を策定し、平常時には、実施体制の整備、関係機関との調整などの対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、住民に対する予防接種や生活支援など、国の基本的対処方針に基づき市行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市域の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区市町村と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

※ 指定公共機関

特措法第2条第6項に規定される、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

※ 指定地方公共機関

特措法第2条第7項に規定される、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

※ 登録事業者

特措法第 28 条第 1 項第 1 号に規定される、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区市町村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施している手洗い、うがい、マスク着用等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、流行時の品不足に備えて、食料品・生活必需品の備蓄に努める。

発生時には、都や市からの情報に注意し、手洗い、うがい、マスク着用、不要不急の外出自粛など、個人でも可能な感染予防策を実践することにより、自らが罹患しないよう努めるとともに、罹患が疑われる場合は、医療機関の受診ルール等を守って受診したうえ、咳エチケットなど他人へ感染させない適切な行動をとる。

2 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的に社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁で情報共有を行い、それぞれの部署の役割に応じた取組を推進するとともに、国、都ほか関係機関と相互の連携を強化しておく。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、発生段階にかかわらず、市は、流行状況、被害の状況、市民生活への影響等を注視し、必要に応じ会議を開催するなどして、情報共有を図るほか協議を行い必要な対応をとる。

また、政府が特措法第 32 条に基づき緊急事態宣言を行った場合は、特措法第 34 条に基づき市対策本部を設置し、対策本部が核となって市域の対策を総合的に推進する。

ただし、流行状況により必要がある場合は、政府による緊急事態宣言が出されていない中でも市対策本部を設置し必要な対応をとる。

また、市職員の出勤率の低下などにより、市民の生命及び健康を守る業務及び市民生活に欠かせない業務などの継続が危ぶまれる場合は、事業継続計画を適用し、不急業務の縮小・廃止を行ったうえ、優先度の高い業務へ職員を重点的に配置する。

(1) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長：市長
- ・ 副本部長：副市長、教育長
- ・ 本部員：狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成 25 年規則第 35 号。以下「規則」という。）第 5 条に規定する者
- ・ 本部職員：市の職員のうちから市長が任命する者

イ 本部会議

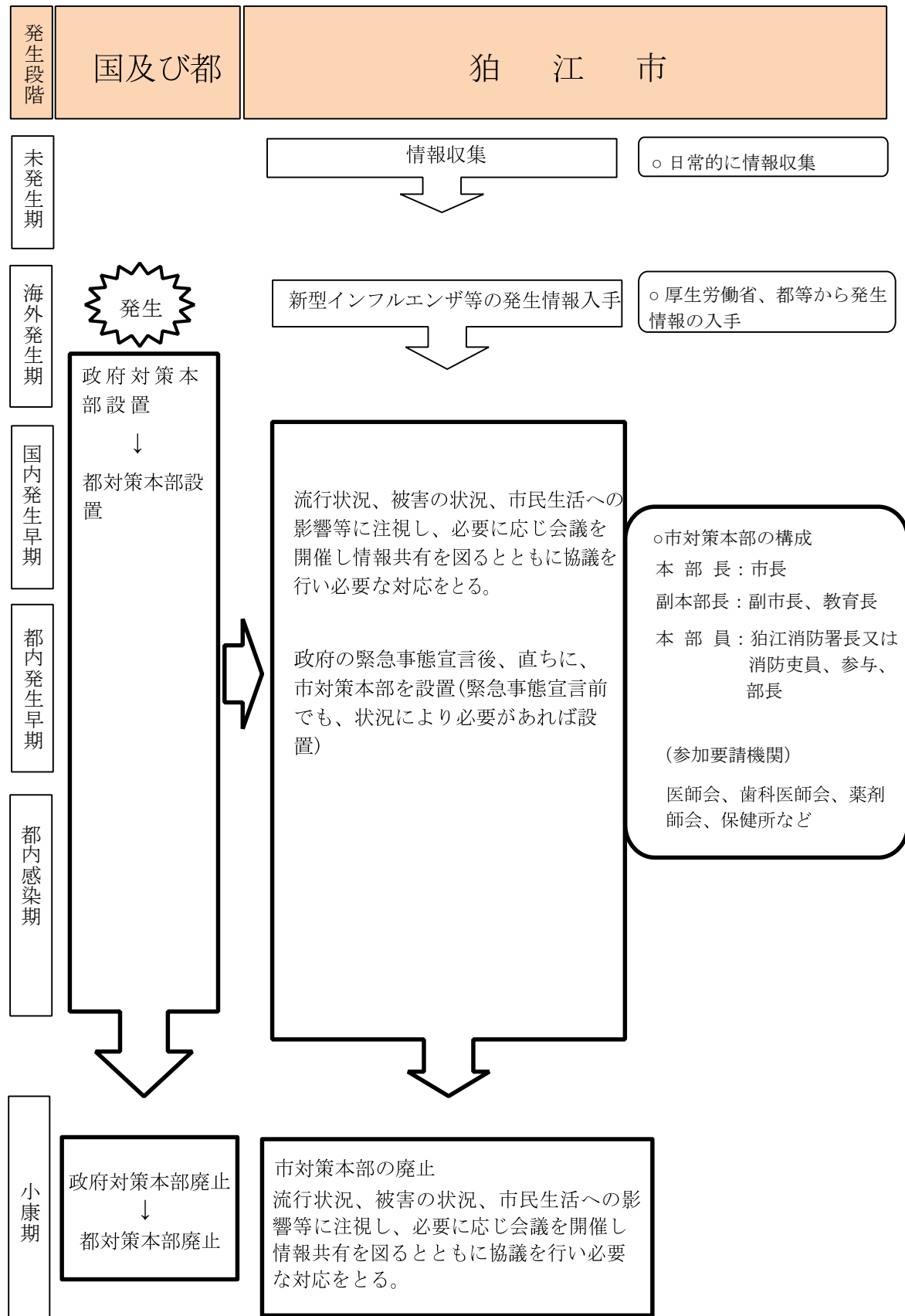
- ・ 本部長は必要に応じ、本部の会議を招集する。
- ・ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

ウ 本部会議における審議事項

- ・ 狛江市の対応方針に関すること。
- ・ 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- ・ 広報及び相談体制に関すること。
- ・ 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。

- ・医療の提供体制の確保に関すること。
- ・予防接種の実施に関すること。
- ・物資の確保に関すること。
- ・生活環境の保全その他住民の生活及び経済活動の安定措置に関すること。
- ・東京都、他区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- ・新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(2) 新型インフルエンザ等の発生段階と実施体制



(3) 新型インフルエンザ等対策各部分掌事務

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
企画財政部	企画財政部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 (4) 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 (6) 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること。 (7) 支払資金の把握及び確保に関すること。 (8) 財務会計システムの維持に関すること。 (9) その他特命に関すること。 (10) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
総務部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本庁舎の維持管理に関すること。 (2) 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。 (3) 車両の調達に関すること。 (4) 基盤システムの維持に関すること。 (5) 市民生活の安心安全に関すること。 (6) 水防活動の維持に関すること。 (7) 野外収容施設の設営に関すること。 (8) 職員の感染予防等に関すること。 (9) 職員の予防接種（特定接種）の実施に関すること。 (10) 職員の動員及び給与に関すること。 (11) 市有施設の工事の安全管理に関すること。 (12) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
市民生活部	市民生活部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の基幹業務システムの維持管理に関すること。 (2) 小企業及び農業団体等との調整に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
福祉保健部	福祉保健部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 (2) 高齢者及び障がい者等の支援に関すること。 (3) 本部に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 情報等の収集及び提供に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 相談体制の整備, 調整及び運営に関すること。 (7) 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 (8) 登録事業者の予防接種 (特定接種) の連絡調整に関すること。 (9) 新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関すること。 (10) 感染予防策の広報に関すること。 (11) 市民, 医療機関等からの相談に関すること。 (12) 予防接種に係る連絡調整に関すること (他の部に属するものを除く。) (13) 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。 (14) 家畜伝染病のまん延防止に関すること。 (15) 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 (16) その他保健衛生及び医療に関すること並びに新型インフルエンザ等対策の連絡調整に関すること。
児童青少年部	児童青少年部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 私立保育園, 私立幼稚園等との連絡調整に関すること。 (2) 児童福祉施設の感染予防等に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
環境部	環境部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園の維持管理に関すること。 (2) 鳥獣の監視に関すること。 (3) 下水道機能の維持管理に関すること。 (4) 資源の使用抑制に関すること。 (5) ごみの排出抑制に関すること。 (6) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
都市建設部	都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び河川の維持管理に関すること。 (2) 市が行う都市整備事業等に係る工事の安全管理に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
教育部	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の感染予防等に関すること。 (2) 東京都教育庁との連携に関すること。 (3) 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。

第3章 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画と同様、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること及び市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となることを目的に、これを達成するための対策の項目は、以下の4項目を柱として実施する。

- 1 情報提供・共有
- 2 感染拡大防止
- 3 予防接種
- 4 市民生活及び経済活動の安定の確保

各項目の説明は以下のとおりである。

1 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策については、国、都道府県、市区町村、医療機関等、事業者及び市民の各々が、国家の危機管理に関わる重要な課題であるという共通認識の下、それぞれの責務を果たすことが被害及び影響を少なくするために重要である。

市は、市民や事業者がそれぞれの責務を果たすことに必要な情報を発信するとともに、流行状況に応じてとるべき行動について普及啓発していく必要がある。

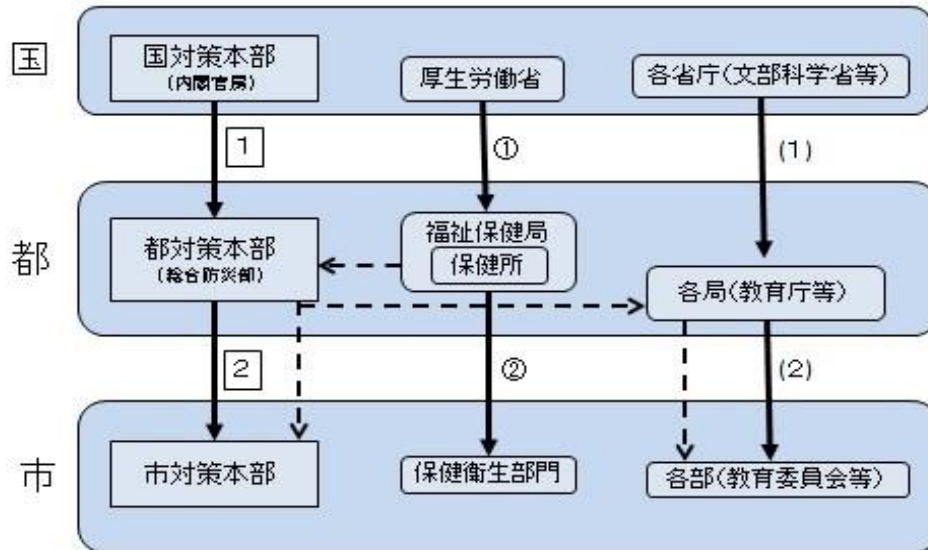
(1) 情報提供手段

市民の情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が多様であることが考えられるため、外国人、障がい者など、情報が届きにくいと考えられる人にも配慮し、市報や市ホームページ等を始めとした多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 情報収集体制の整備

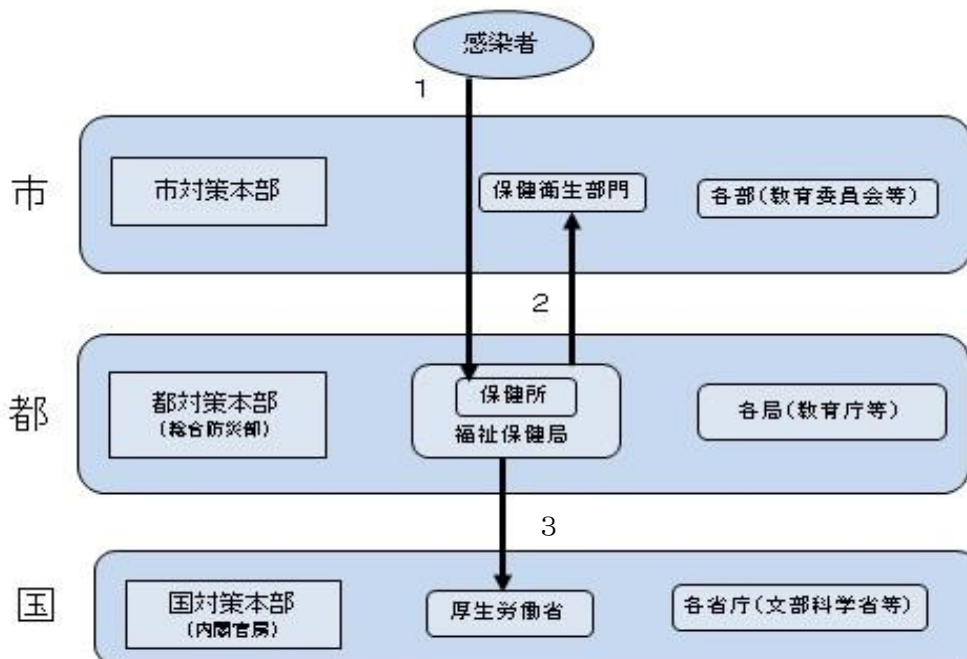
市は、発生前から情報収集体制を整備し、国及び都が発信する情報の入手に努め、庁内で情報共有を図ることとする。収集した情報については、保健所との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

○新型インフルエンザ等に関する国から市（保健所設置市以外）への情報の流れ（国の通知等）



- ① → ② 内閣官房からの情報の流れ
- ① → ② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1) → (2) その他の省庁からの情報の流れ
- - - → 重要な情報は必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等の感染者に関する情報の流れ



(3) 平時における情報提供

新型インフルエンザ等の正しい知識と予防方法について市民へ周知を図ることが重要であり、感染拡大防止のための必要条件となることから、未発生期から市民一人ひとりの感染予防策について理解の促進を図るための情報提供を行う。

また、日頃の食事、休養、喫煙などの生活習慣を改善し、抵抗力をつけておくことが、感染した際の重症化予防のために大切であることの情報提供を行う。

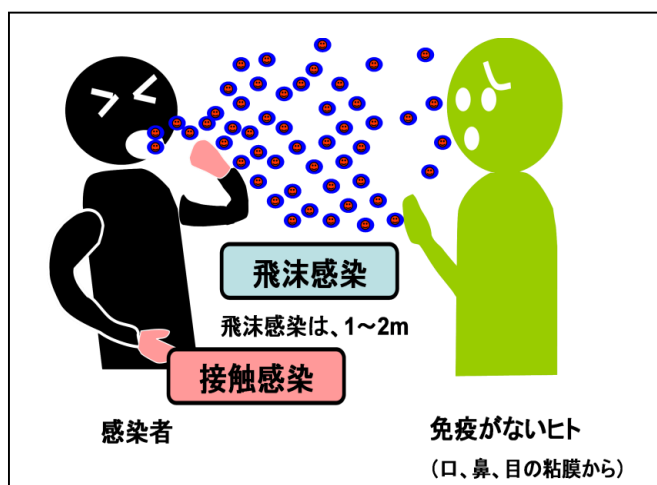
(4) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防方法、住民接種及び発生段階に応じた医療機関の受診方法などについて、市民に対し迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染³」と「接触感染⁴」とされており、その予防には、手洗い、うがい、マスク着用などが有効である。



出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画

(5) 医療機関との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特定接種及び住民接種等、医療機関との連携が特に重要であるため、狛江市医師会のほか、都と連携し二次

³ 感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウィルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウィルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

⁴ 皮膚と粘膜の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触により感染する経路を指す。

保健医療圏における北多摩南部地域保健医療協議会へ参加するなど、平常時から情報の共有に努める。

(6) 市民相談

①健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、都と連動し、市においても一般的な問い合わせに対応し、適切に情報提供を行い、必要に応じ都が設置する新型インフルエンザ相談センター等を案内する。国内発生早期又は都内発生早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等が作成する質疑応答集等を活用し、市においても、一般的な問い合わせに対応する。

②その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校休業等の検討をはじめ、市民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛ける。また、緊急事態が宣言された場合に、都知事による施設の使用制限等の要請、指示が行われたときには、必要に応じて、周知や問合せ対応等、適宜協力する。

市の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、行事や講習会等について、実施方法の変更や延期又は中止する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、行事の開催や施設の利用等が変更になったものについては、市ホームページに情報を掲載するなど、利用者への周知を図るとともに、所管部署において、適切に対応する。

さらに、各部に寄せられた市民からの相談や情報を、市対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

2 感染拡大防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが最重要課題である。手洗い、うがい等の個人レベルでできる対策も含めて、あらゆる角度から多様な対策を講じることにより流行のピークを遅らせることが必要となる。

新型インフルエンザは自然発症するものでなく、感染した人から人へ飛沫感染または接触感染により罹患する感染症であることを踏まえると、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、一人ひとりが、または行政を含めた事業者が、「人と人との直接的または間接的な接触の機会を減らす」、「感染した人は他人へ感染させない」といった考え方にに基づき行動することが重要である。

これにより流行のピークの先延ばしと患者の急増の抑制を可能とし、もって、必要な医療の提供及び市民生活の安定の確保を図るものである。

また、重症化を防ぐ効果が期待される予防接種は、罹患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造から接種までは一定期間が必要なため、感染拡大防止策を講じることで、ワクチン接種までにかかる時間を確保することが必要である。

感染拡大防止策による流行のピークの遅れは、患者の急増による医療機関の負荷を軽減するだけでなく、ワクチンの製造から接種までにかかる時間を確保する効果があり、これにより、新型インフルエンザに罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者を減少させることが期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料・生活必需品の生産及び流通、公共交通機関等に従事する従業員の欠勤率を下げ、これらの業種の経済活動減退を抑えることにつながることから、感染拡大防止策の果たす役割は市民生活の安定にとっても非常に大きい。

具体的対策としては、個人レベルでできる対策から、状況によって行政が介入を深め、地域単位で特措法に基づき施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示を行うなどの対策まで予定されている。

(1) 個人対策

ア 手洗い、うがい、マスクの着用

ウィルスは、非常に小さく肉眼で見ることができないことから、通常の日常生活を営みながらウィルスからの感染を完全に防ぐことは困難である。

個人のできる対策として、手洗い、うがい、マスクの着用について、市報、市ホームページなどにより、市民一人ひとりに習慣化されるよう働きかけを行うことが必要である。

また、日頃から食事、休養、喫煙などの生活習慣を改善し、感染に対する抵抗力をつけておくことが重症化予防のために重要である。

イ 症状がある場合の咳エチケットや休務

感染拡大は、感染した人から複数の人に感染するという流れの連鎖により生み出されることから、感染拡大を防止するためには、感染した一人ひとりが他人へ感染させないことが極めて重要である。

また、感染者が非感染者と直接的または間接的に接触することがなければ、他人へ感染することは起こらないため、感染者においては治癒するまでの間、極力、仕事を休むなどして外出を自粛し、事業者においては、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませるなどの措置を講ずることが有効である。

市は、これらについて、市報や市ホームページなどにより協力を呼びかける。

ウ 不要不急の外出自粛

感染拡大は、感染者と非感染者を直接的または間接的に接触させないことで防ぐことができることから、一人ひとりが、不要不急の外出を控えるなどの行動をとることが有効である。

特措法では、政府の緊急事態宣言以降、都知事は、都民に対し不要不急の外出自粛について要請できることになっている（特措法第45条）。

市では、緊急事態宣言の有無に関係なく、新型インフルエンザ等の発生後、不要不急の外出自粛について協力の呼びかけを行う。

(2) 事業所対策

ア 施設における感染防止対策

多くの人が集まる学校等の子ども関連施設、高齢者・障がい者等の社会福祉施設、職場などの集団の場（以下「入所、通所等の施設」という。）は、地域における感染拡大の起点となり、一人の感染者から多数の人へ感染する集団感染を引き起こす危険性が高く、その後の地域の大流行に発展するケースが多い。

施設管理者は、このことを理解し利用者層、利用者数等の施設の利用状況に応じた感染拡大防止策をとることが求められる。

また、施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者及び従業員に対し、日頃の手洗い、うがい、マスクの着用を呼びかけるとともに、必要に応じて体温測定等を行い、健康管理に注意を払う必要がある。

感染の疑いがある症状が認められる者については、早期に医療機関で受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置をとるほか、併せて、感染者の濃厚接触者についても健康管理を行うよう努めることが求められる。

イ 施設の臨時休業

特に、学校、保育園等の施設では集団感染が起きやすく、その後の地域での大流行に発展する危険性も高いため、感染者が発生した場合は、集団感染に発展する前の早期の段階で、ウィルスを施設内で封じ込めることが感染拡大防止策として非常に重要であるため、校長及び園長による出席停止の指示や臨時休業等の措置をとる場合がある。

また政府による緊急事態宣言下では、特措法に基づき、都知事が学校、保育園等の施設に対して、施設の使用制限の要請や指示を行う場合がある（特措法第45条）。

ウ イベント、催物等の自粛

人と人との接触機会をできるだけ減らすことが有効であるため、人が集まるイベント、催物、集会等は、できるだけ中止することが望ましく、このことについて、市では、広く地域に協力を呼びかけるとともに、市が主催者として実施するイベント、催物等を積極的に中止するほか、状況に応じ市施設の使用を一時的に制限し、イベント、催物等を行えないような措置をとる。

政府による緊急事態宣言下では、特措法に基づき、都知事が催物の開催の制限等について要請や指示を行う場合がある（特措法第45条）。

エ 郵送による手続きの呼びかけ

市への各種申請等手続きについては、可能な限り郵送による方法を認めるとともに、郵送による方法を積極的に促し、利用者の外出機会を減らすことにより感染機会を減らすことに配慮する。

また、市の実施要綱等の規定に基づく各種申請・更新等の手続きについて、申請期限等の延長について検討し、可能な限り市民が外出しなくても済むような措置を講じる。

オ 徒歩、自転車移動、時差出勤の呼びかけ

電車等の公共交通機関は、生活に欠かせない市民の足となる一方で、不特定多数の人同士が長時間密着した状態となる場合も多く、くしゃみや咳による飛沫感染、手すりやつり革を介しての接触感染等の原因となりやすい。

感染症予防という観点では、流行期の移動手段は、できるだけ電車やバス等の公共交通機関を避けることが望ましい。

事業者は、従業員に対し、混雑しやすい朝の出勤方法について、時差出勤のほか、徒歩や自転車等による出勤について推奨することが求められる。

3 予防接種

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染拡大防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぎ、医療機関の受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限度にとどめるとともに、患者数を治療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン⁵とパンデミックワクチン⁶の2種類があり、新型インフルエンザが発生した際は、都、医療機関等の関係機関や、市民の協力を得て可能な限り速やかに接種を行う。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることが予想されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長において必要があると認める場合に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

⁵ プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。日本においては、プレパンデミックワクチン製造に当たって、現在H5N1亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1亜型以外のインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスがH5N1亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

⁶ パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造される。

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

なお、特定接種の実施については、登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。

(2) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、市が、実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

接種体制の構築に当たっては、狛江市医師会に必要な協力を要請する。

臨時接種・新臨時接種

	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の自己負担	なし	あり (低所得者以外から実費徴収可)
費用負担割合	国1/2、都1/4、区市町村1/4	低所得者分のみ国1/2、都1/4、 区市町村1/4
健康被害の救済措置	予防接種法による救済	

<住民接種の接種順位に関する基本的考え方>

- ①接種順位等は、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。
- ②特定接種が行われない場合、まず、患者の診療に直接従事する医療関係者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位については、重症化しやすい者等、発生した新型コロナウイルス等に関する情報を踏まえ、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで決定する。
- ④住民接種対象者の4分類

①医学的ハイリスク者	・ 基礎疾患を有する者（発生時に国が基準を示す） ・ 妊婦
②小児	・ 1歳以上の小児 ・ 1歳未満の小児の保護者 ・ 身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
③成人・若年者	・ ①医学的ハイリスク者、②小児、④高齢者の群に分類されない者
④高齢者	・ 65歳以上の者

4 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等が流行し多くの国民が罹患することにより、市民生活及び経済活動に多大な影響が及ぶ。

新型インフルエンザの流行は各地域で約8週間程度続くといわれており、2か月間にわたって、警察、消防、ライフライン、公共交通の機能低下をはじめ、様々な物資の輸入の減少・停止、さらに食料品・生活必需品の生産、物流の停滞など、市民生活に重大な影響が及ぶことが予想される。

市は、これらの状況に応じ、市民へ買占めを行わないなど消費者として適切な行動をとるよう呼びかけを行うほか、独居高齢者や障がい者等の要配慮者に対する安否確認、生活支援を行うなど、新型インフルエンザ等による影響を最小限に抑え市民生活の安定を図る必要がある。

市、医療機関等、事業者及び市民は、未発生期からどのように行動するのか事前に準備をし、発生時には互いに協力し危機を乗り越えることが必要である。

(1) 食料・生活必需品の安定供給（特措法第59条）

経済活動の低下に伴って食料・生活必需品が不足する場合は、都と協力し、業界団体、市内事業者等に安定供給を要請する。流行期には生産、物流等の停滞により、食料品・生活必需品なども含めて品不足となることが想定されており、このような事態に備えて平常時から市民へ備蓄を呼びかけることが必要である。実際に品不足に陥った場合には、食料品等の確保、配布等の生活支援を行う。

また、食料品・生活必需品の価格が高騰することのないよう、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。加えて市民に対しては、消費者として、食料品・生活必需品の購入に当たって、買占めを行わないなど適切な行動を呼びかける。

(2) 要配慮者への支援、食料品等の提供

家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活できない独居高齢者や障がい者等について、国、都、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等と連携し、安否確認をはじめ、必要な生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(3) ごみ収集、ごみ処理業務の継続

公衆衛生の観点から、ごみ収集業務を継続するとともに、多摩川衛生組合にごみ処理業務の継続を要請する。ごみ収集またはごみ処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難になる場合、ごみの収集回数等について見直しを行い、市民等にごみの排出抑制への協力を要請する。

(4) 下水道業務の継続

都と連携し下水道事業が停止することのないよう業務の継続を図る。

(5) 遺体の安置、火葬（特措法第 55 条）

都の火葬体制を踏まえ、近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。

死亡者が増加し、火葬場の能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体を一時的に安置するため、直ちに臨時遺体安置所を確保するものとする。

臨時遺体安置所においても収容能力を超える事態となった場合は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。

公衆衛生上の危害を防止するために、特に緊急の必要があると認められる場合、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる場合があり、この場合、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行うものとする。

(6) 市役所機能の維持継続

新型インフルエンザ等の流行により市職員の出勤率が低下した場合も、市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な業務を維持継続するため、不急業務の縮小・休止及び人員配置等を主な内容とする事業継続計画を適用する。

(7) 地域医療

新型インフルエンザ等の患者の増加に対応するため、狛江市医師会と連携し、流行状況及び患者数を注視し、休日診療等の維持に努める。

また、地域における診療体制について、狛江市医師会及び都と連携しながら調整を図る。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

<状態>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平常時から都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、体制の構築等の事前準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 情報提供・共有

日頃から、鳥インフルエンザ等の人への感染状況、感染地域、病原性などを注視する必要があり、状況が急変した場合は、庁内、関係機関等に周知を図るほか、協議を行い必要な対策の準備を加速させる。

- 発生前から、国や都などが発信する情報を入手することに努め、庁内や関係機関との情報共有を図るとともに、必要に応じて市民へ周知する。【総務部、福祉保健部、企画財政部、関係各部】
- 市民へ、新型インフルエンザ等についての正しい知識と予防方法について周知するとともに、日頃の食事、休養、喫煙などの生活習慣の改善が重症化予防につながることにについて周知する。【福祉保健部】
- 新型インフルエンザ等の発生後、国からコールセンター等の設置について要請されることとなっていることから、要請があった場合、速やかに対応できるよう相談体制及び相談方法について検討しておく。【福祉保健部】

(2) 感染拡大防止

患者数のピークをできるだけ遅くかつ少なく抑えるためには、一人ひとりのとる予防行動が習慣化されることが重要となるため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の基礎知識と併せて、予防方法についても広く周知しておく。

○新型インフルエンザ等の発生に備えて、市民や職員等に対し、新型インフルエンザ等の基礎知識と併せて、手洗い、うがい、マスクの着用、人混みを避ける等の個人でできる基本的な感染防止対策について普及啓発を行う。

また、日頃から食事、休養、喫煙などの生活習慣を改善し、感染に対する抵抗力をつけておくことが重症化予防に大切であることを、生活習慣病予防の取組と併せて普及啓発する。

(3) 予防接種

市が主体となって実施する、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員を対象とした特定接種及び市民を対象とした住民接種について、政府対策本部による実施の決定後、速やかに接種を開始できるよう、接種体制を粕江市医師会の協力を得て検討のうえ構築しておく。

<特定接種> (特措法第 28 条)

○国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。【福祉保健部】

○登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体が、特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。【福祉保健部】

○新型インフルエンザ等対策に従事する市職員に対する特定接種について、接種体制を構築する。【総務部】

<住民接種> (特措法第 46 条、予防接種法第 6 条第 1 項又は第 3 項)

○国、都及び関係機関と連携し、市民に対して公平かつ速やかにワクチンを接種することができるよう、被接種者数を把握のうえ、医療従事者等、接種場所、接種に要する器具、市民への周知等について粕江市医師会をはじめ関係機関と協議を行い、円滑な接種体制を構築する。【福祉保健部】

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

- 独居高齢者、障がい者等要配慮者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的対応を決めておく。【福祉保健部】
- 周辺火葬場の火葬能力を把握し、一時的に遺体を安置できる施設等について検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を準備する。【福祉保健部】
- 特措法第9条で規定する、指定公共機関、指定地方公共機関が作成する業務計画を把握する。【総務部、福祉保健部】
- 市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続するため、事業継続計画を準備する。【関係各部】
- 新型インフルエンザ等の流行により、食料品・生活必需品の生産や物流が停滞することが想定されることから、発生前の段階から市民に備蓄を呼びかける。【総務部】
- 生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について検討しておく。【総務部】
- 新型インフルエンザ等の発生により、品薄となることが想定される食料、マスク、予防接種用器材等について備蓄しておく。【関係部】

2 海外発生期

<状態>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都（市）内発生が遅延と早期発見に努める。
- 都（市）内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性、感染力等が高い場合を想定しておく。
- 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（市）内発生に備え、都（市）内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関等や事業者及び市民に準備を促す。
- 市民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の実施及び協力等、都（市）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生当初は臨床データも少ないことから、感染力や病原性等の特徴について、統計学的な傾向を正確につかむことが困難であり、これにより、様々な憶測が飛び交い市民不安が高まることが想定される。

市は、国、都等からの情報に基づき、市民に対し正確な情報の発信に積極的に努める。

- 国からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応するため電話等による相談窓口を設け適切な情報提供を行う。【福祉保健部】

- 国や都などが発信する情報を入手することに努め、庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部、福祉保健部、関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき、市ホームページ、市報、メール、相談窓口等を通して、海外での発生状況、発症した場合の医療機関の受診方法等に関する情報の提供に努める。【福祉保健部、企画財政部】
- 情報入手が困難なことが予想される外国人や視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、対象者に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】

(2) 感染拡大防止

国内での発生をできるだけ遅らせるため、国が中心となって空港や港湾の検疫段階でウィルスの侵入対策を実施している状況で、市は、近い将来、渡航者等を通じて発生地域から国内にウィルスが侵入することを想定して、広く市民、事業者に注意を促し、感染防止対策を呼びかける。

- 国内での発生に備えて、広く市民に対して、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに実践を呼びかける。【福祉保健部】
- 国内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策の準備と実践を呼びかける。【福祉保健部】
- 入所、通所等の施設は、感染予防策について準備を行うとともに施設内集団感染を防止するため、この時期から患者が発生した場合の臨時休業等の対応について検討しておく。【児童青少年部、福祉保健部、教育部】
- 発生国及び発生国周辺地域に家族や従業員が渡航している場合、帰国後の本人の健康状態や家族の感染予防について、特に注意を払うことを呼びかける。【福祉保健部】

(3) 予防接種

<特定接種>

- 国の実施の決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得たうえで特定接種を行う。【総務部】

<住民接種>

- 厚生労働省「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」（以下「接種手引き」という。）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう医師会をはじめ関係機関と協議を行い、接種体制

の構築について具体的な準備を開始する。必要に応じて国や都に技術的支援を要請する。【福祉保健部】

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

○独居高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都内感染期に備えた準備を行う。

【福祉保健部】

○食料品・生活必需品の供給状況及び消費活動の動向を把握し、必要に応じて、価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な行動を呼びかける。

【市民生活部】

○生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について決定し準備しておく。【総務部】

○臨時遺体安置所の設置に必要な準備をする。【福祉保健部】

○市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続するため、事業継続計画の点検作業を行い、必要に応じ修正を行う。【関係各部】

3 国内発生早期（都内未発生）

<状態>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 都（市）内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 発生道府県における情報収集を行う。

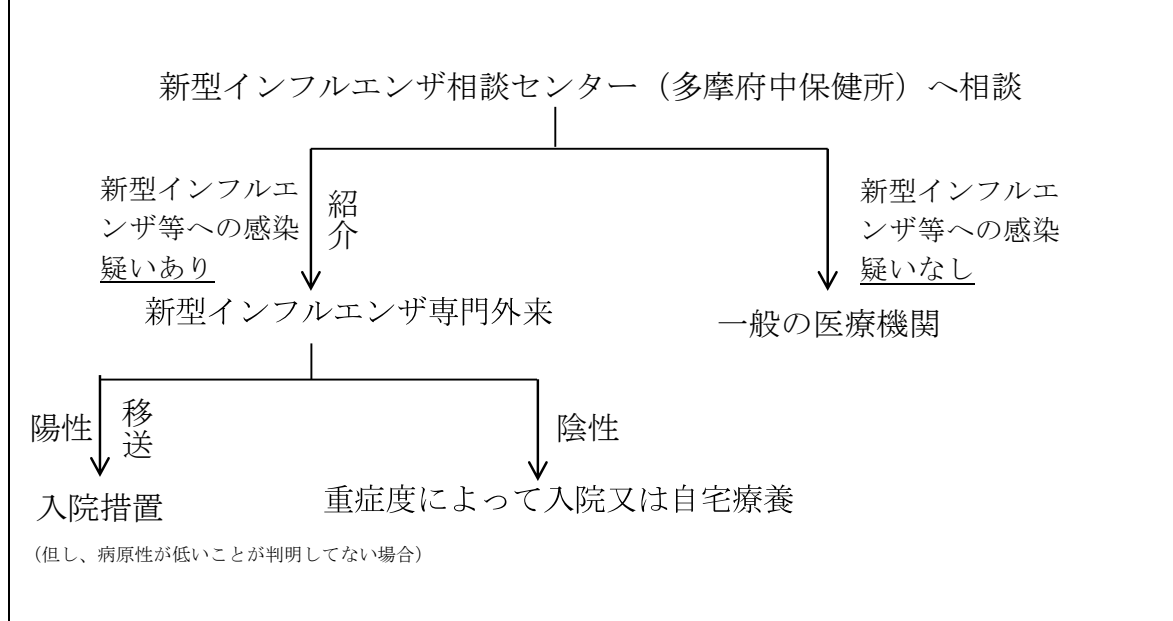
<対策の考え方>

- 都（市）内での発生に備え、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

（1）情報提供・共有

- 引き続き、相談窓口等により国から配布される質疑応答集を活用するなどして、市民からの相談等に対応し適切な情報提供に努める。【福祉保健部】
- 国や都などが発信する情報を入手することに努め、庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部、福祉保健部、関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき、市ホームページ、市報、メール、相談窓口等を通じて国内での発生状況、発症した場合の医療機関の受診方法等について市民へ周知する。【福祉保健部、企画財政部】

都内発生早期までの医療機関受診の流れ



○情報入手が困難なことが予想される外国人や視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、対象者に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】

○新型インフルエンザ等が市内で発生した場合における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。【福祉保健部、企画財政部】

○市対策本部の設置に備え、市対策本部の専用メールアドレスを設定するなどして、適切な情報の管理及び情報の一元化を図る。【福祉保健部、総務部】

(2) 感染拡大防止

地域での発生が予想される中、市民に対しては、一人ひとりの基本的な感染防止策の徹底を呼びかけるとともに、事業者に対しては、予測される流行に対する備えと感染拡大防止対策への協力について呼びかけを行う。

○都内での発生に備えて、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。【福祉保健部】

○症状がある場合は、仕事等は休み、直ちに新型インフルエンザ相談センターに相談するよう周知する。【福祉保健部】

○都内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策を実施するよう呼びかけを行う。【福祉保健部】

- 入所、通所施設等は、児童等をはじめ施設利用者に対して手洗い、うがい等を徹底させるとともに、一人ひとりの健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について決めておく。【児童青少年部、福祉保健部、教育部】
- 集会、催物等の主催者に対し、中止や延期も視野に入れた検討を行うよう呼びかける。【総務部】
- 発生国及び発生国周辺地域への渡航を自粛するよう呼びかける。【福祉保健部】
- 発生地域に家族や従業員が出張等している場合、家族や事業主に対し、本人が帰京後の本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことを呼びかける。【福祉保健部】

(3) 予防接種

< 特定接種 >

- 特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員について、対象職員への接種が完了するまで、引き続き、国、都及び狛江市医師会と連携して接種を継続する。【総務部】

< 住民接種 >

ア 緊急事態宣言が行われていない場合

- ワクチンの供給が可能になり次第、速やかに市民を対象に住民接種（予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種）が実施できるよう、関係機関の協力を得て接種手引きに基づく準備を進めるとともに、市民に住民接種に関する必要な情報を積極的に提供する。【福祉保健部】

イ 緊急事態宣言が行われた場合

- 政府対策本部の基本的対処方針の変更を踏まえ、ワクチンの供給が可能になり次第、速やかに特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を実施できるよう、関係機関の協力を得て接種手引きに基づき準備を進める。【福祉保健部】
- 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報に当たっては以下の点に留意する。【福祉保健部、企画財政部】
 - ・接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝えるとともに、接種順位について理解を求める。
 - ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともにわかりやすく伝える。

- ・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法等の周知を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、独居高齢者や障がい者等の要配慮者に対する支援やごみ処理等について、市内での発生、流行に備えた準備を行う。

- 独居高齢者や障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都内感染期に備えた準備を行う。

【福祉保健部】

- 食料品・生活必需品の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。【市民生活部】

- 生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等について準備を進める。【総務部】

- ごみ処理等について都内感染期に備えた準備を行う。【環境部】

- 引き続き、臨時遺体安置所の設置及び運営に備えた準備を進める。【福祉保健部】

- 市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務の維持継続のため、実際に実施する事業継続計画の最終点検を行う。【関係各部】

4 都内発生早期

<状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供できるよう、都の対策に協力する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 症状や治療に関する臨床情報をできるだけ集約し医療機関等へ提供する。
- 都内感染期への移行に備えて、都が行う医療体制の確保に協力するとともに、市民生活及び経済活動の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに実施する。

(1) 情報提供・共有

- 引き続き、相談窓口等により国から配布される質疑応答集を活用のうえ、市民からの相談等に対応し、適切な情報提供に努める。【福祉保健部】
- 国や都などが発信する情報を入手することに努め、庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部、福祉保健部、関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき、市ホームページ、市報、メール、相談窓口等を通して、新型インフルエンザ等の都内での発生状況、ウィルスの病原性、症例等について市民へ周知する。【福祉保健部、企画財政部】

- 情報の入手が困難なことが予想される外国人や視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、対象者に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】
- 新型インフルエンザ等が市内で発生した場合における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。【福祉保健部、企画財政部】
- 感染の疑いの症状があった場合は、直接医療機関へ行くことがないよう、市民へ医療機関の受診方法について周知する。【福祉保健部、企画財政部】

(2) 感染拡大防止

地域で感染が発生した場合は、感染が拡大する前の早い段階で対策を講じ、ウイルスを家族内、集団内など、できるだけ小さい集団の範囲内で封じ込めることが重要である。

不特定多数が集まる集会や催物については、集団感染の原因となるリスクが高だけでなく、感染者が出た場合の感染元や感染先の追跡が困難となり、その後の感染拡大の原因となりやすいことから、主催者へ中止や延期について呼びかけを行う必要がある。

- 手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて呼びかけを強化する。【福祉保健部】
- 症状がある場合は、直ちに新型インフルエンザ相談センターで相談を受けるように呼びかける。【福祉保健部】
- 事業者に対し、従業員の健康管理や自施設の感染予防策を強化するよう呼びかける。【福祉保健部】
- 入所、通所等の施設は、施設及び施設利用者に対する感染防止対策を強化徹底するとともに、集団感染を防止するため患者が発生した場合には早期に臨時休業等を実施する。【児童青少年部、福祉保健部、教育部】
- 集会、催物等の主催者へ中止や延期を呼びかける。【総務部】
- 市民に対し不要不急の外出自粛を呼びかける。【総務部】
- 市民、事業者に対し、人混みを避けるため、徒歩や自転車等による移動を推奨する。【福祉保健部】

(3) 予防接種

接種手引きに基づき、円滑に住民接種が実施できるよう引き続き準備を進め、ワクチン供給が可能になり次第、速やかに住民接種を開始する。

ア 緊急事態宣言が行われていない場合

- ワクチン供給が始まり次第、接種手引きに基づき早期に予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。【福祉保健部】

イ 緊急事態宣言が行われた場合

- 政府による基本的対処方針の変更を踏まえ、ワクチン供給が始まり次第、接種手引きに基づき特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を実施する。【福祉保健部】

- 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報の実施に当たっては、以下の点に留意する。【福祉保健部、企画財政部】

- ・接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝えるとともに、接種順位について理解を求める。
- ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともにわかりやすく伝える。
- ・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法等の周知を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、独居高齢者や障がい者等の要配慮者に対する支援やごみ処理等について、市内での流行時に備えた準備を行う。

- 引き続き、食料品・生活必需品の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。【市民生活部】

- 引き続き、生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について準備を進める。【総務部】

- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保する。【市民生活部】

- 独居高齢者や障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都内感染期に備えた最終点検を行い必要に応じ支援を開始する。【福祉保健部】

- ごみ処理等について都内感染期に備えた準備を行う。【環境部】

- 引き続き、臨時遺体安置所の設置及び運営に備えた準備を進める。【福祉保健部】

○市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続できるよう、職員の出勤率に注意を払いながら、必要に応じて事業継続計画を実施する。【関係各部】

5 都内感染期

<状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 医療体制を維持できるよう、都の対策に協力する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、都が行う医療体制の維持に協力する。
- 住民接種の実施に全力を尽くし、医療機関の受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減する。
- 欠勤者の増大による市民生活・経済活動への様々な影響に対し適切な措置を講じる。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 情報提供・共有

- 引き続き、相談窓口等で国から配布される質疑応答集を活用のうえ対応し、適切な情報提供に努める。【福祉保健部】
- 国や都などが発信する情報の入手に努めるとともに、庁内や関係機関との情報共有を図る。【総務部、福祉保健部、関係各部】
- 国及び都が発信する情報に基づき、市ホームページ、市報、メール、相談窓口等を通して、新型インフルエンザ等の都内及び市内での発生状況、ウィルスの病原性、症例等について市民へ周知する。【福祉保健部、企画財政部】

- 情報の入手が困難なことが予想される外国人や視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、対象者に応じた情報提供手段を講じる。【関係各部】
- この時期から、新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応することとなるため、市民へ診療体制の変更について周知する。【福祉保健部、企画財政部】

(2) 感染拡大防止

患者が急増し医療機関に負担がかかる中、必要な医療を受けることができない者を出さぬよう、地域全体で医療機関への負荷を軽減させる行動が求められる時期である。

各々が、「一人ひとりが感染しないこと」、「他人へうつさないこと」、「感染する機会を減らすこと」といった考え方に立ち、市としては、一人ひとりの基本的な感染防止対策の強化及び徹底について理解と協力を呼びかけるとともに、人と人の接触をできる限り減らすため、不要不急の外出自粛、集会やイベントの中止・延期、不急業務の縮小・延期・休止、徒歩や自転車等による移動を促すなどの取組を行う。

なお、政府により都内を対象区域として緊急事態宣言が行われた場合は、都知事が外出自粛や施設の使用制限について要請や指示の措置を講ずる場合がある。

- 引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて強く呼びかける。【福祉保健部】
- 症状がある場合は、学校や仕事等は休み、早期に医療機関で受診するよう呼びかける。【福祉保健部】
- 事業者に対し、従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対しては医療機関で受診させるとともに、治癒するまで出勤させないなどの措置をとるほか、施設利用者の動線、咳エチケット、その他衛生管理上の施設内感染予防策を強化徹底するよう強く呼びかける。【福祉保健部】
- 入所、通所等の施設は、施設及び施設利用者に対する感染防止対策を強化徹底するとともに、施設内集団感染を防止するため患者が発生した場合は臨時休業等の措置を積極的に実施する。【児童青少年部、福祉保健部、教育部】
- 集会、催物等の主催者へ中止や延期の呼びかけを強化する。【総務部】
- 市民に対し不要不急の外出自粛の呼びかけを強化する。【総務部】
- 市民、事業者に対し、人混みを避けるため、徒歩や自転車による移動の呼びかけを強化する。【福祉保健部】

○緊急事態宣言下で、都知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都に協力して同様の要請を行う。【総務部】

○市への各種申請等手続きについては、可能な限り郵送による方法を認めるとともに、郵送による方法を積極的に促し、利用者の外出機会を減らすことにより感染機会を減らすことに配慮する。【関係各部】

(3) 予防接種

接種手引きに基づき、ワクチン供給が可能になり次第、関係機関の協力を得て住民接種を実施する。

ア 緊急事態宣言が行われていない場合

○ワクチン供給が始まり次第、接種手引きに基づき早期に予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。【福祉保健部】

イ 緊急事態宣言が行われた場合

○政府による基本的対処方針の変更を踏まえ、ワクチン供給が始まり次第、接種手引きに基づき特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を実施する。【福祉保健部】

○病原性の高い新型インフルエンザなどに対して行う予防接種のため、広報の実施に当たっては、以下の点について留意する。【福祉保健部、企画財政部】

- ・接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝えるとともに、接種順位について理解を求める。
- ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝える
- ・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法等の周知を行う。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、独居高齢者や障がい者等の要配慮者に対する支援やごみ処理等について対応する。

ア 消費生活・市域経済の安定

○緊急事態宣言下で、食料品・生活必需品の価格高騰や供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、特措法第59条に基づき適切な措置を講じる。

【市民生活部】

○生産、物流等の停滞により、食料品等の不足、入手困難により市民生活に支障が生じるような事態となった場合は、食料品等を確保し、配布等を実施する。【総務部】

○ライフライン、公共交通機関等の事業者に対し事業継続を要請する。【総務部】

○引き続き、事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行う。【市民生活部】

イ 生活支援

○家族が同居していない又は近くに居ないなどの理由により、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活を送ることができない独居高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、関係団体の協力を得ながら、生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【福祉保健部】

○地域住民団体、ボランティア等に、独居高齢者や障がい者等の要配慮者への支援について協力を依頼する。【福祉保健部】

○高齢者や障がい者等の生活を支える介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に対し事業継続を要請する。【福祉保健部】

ウ ごみ処理

○公衆衛生上の観点から、ごみ収集業務を継続するとともに、多摩川衛生組合にごみ処理業務の継続を要請する。【環境部】

○ごみ収集または処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難となる場合、ごみの収集回数等について見直しを行い、市民及び事業者へごみの排出抑制について協力依頼する。【環境部】

エ 下水道業務

○都と連携し下水道事業が停止することのないよう業務の継続を図る。【環境部】

オ 遺体に対する対応

○都の火葬体制を踏まえ、近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。【福祉保健部】

○死亡者が増加し、火葬場の能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。【福祉保健部】

○臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。【福祉保健部】

○公衆衛生上の危害を防止するため、特措法に基づき、埋火葬の許可の手続きに関する特例措置が講じられた場合は、当該特例に基づいた対応を行う。【市民生活部】

カ 行政手続き、市役所機能の維持

○各種申請・更新等の手続きについて申請期限等の延長について検討し、可能な限り市民が外出しなくてもすむような措置を講じる。【関係各部】

○市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続できるよう、職員の出勤率に注意を払いながら、必要に応じ事業継続計画を実施する。【関係各部】

キ 地域医療

○新型インフルエンザ等の患者の増加に対応するため、狛江市医師会と連携し、休日診療等の維持に努める。【福祉保健部】

○地域における診療体制を、狛江市医師会及び都と連携しながら調整を図る。【福祉保健部】

6 小康期

<状態>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

- 市民生活及び経済活動の回復を図り、次の流行に備える。

<対策の考え方>

- 次の流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、社会・経済活動の回復を図る。
- 次の流行の可能性や備えの必要性について市民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、次の流行の早期探知に努める。
- 未接種者に対する住民接種を進める。
- 次の流行に備えるため、対策に必要となる物資等を補充するなど体制を整え直す。

(1) 情報提供・共有

- 相談窓口の縮小
国からの要請に基づいて、状況を見ながら相談の窓口体制を縮小する。【福祉保健部】
- 引き続き、国及び都が発信する情報を入手し、第一波の状況と第二波以降の流行の可能性や備えについて情報提供を行う。【総務部、福祉保健部、企画財政部、関係各部】

(2) 感染拡大防止

市内及び近隣地域の流行状況を見ながら、一旦、感染拡大防止策を緩和するものの、第一波の教訓を踏まえ、第二波以降の流行に備える。

- 次の流行に備え、引き続き、基本的な感染予防策の継続について呼びかけを行う。【福祉保健部】

(3) 予防接種

- 次の流行に備え、住民接種の未接種者に対し接種を勧奨する。【福祉保健部】

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

- 市民に平常時の生活への回復を呼びかける。【総務部】
- 次の流行に備え、市民に食料品等の備蓄を呼びかける。【総務部】
- 次の流行に備え、対策に必要となる物資等を補充するなど体制を整え直す。
【関係各部】

資料

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (都内未発生期)	都内発生早期	都内感染期	小康期
実施体制			●対策本部設置(政府の緊急事態宣言前でも状況によって設置する)※政府の緊急事態宣言後は必須	●対策本部設置(政府の緊急事態宣言前でも状況によって設置する)※政府の緊急事態宣言後は必須	●対策本部設置(政府の緊急事態宣言前でも状況によって設置する)※政府の緊急事態宣言後は必須	●廃止
					●事業継続計画の実施	
情報提供	●国、都などの情報入手 ●庁内、関係機関との情報共有 ●発生後の相談窓口について検討	●国、都などの情報入手・情報提供 ●庁内、関係機関との情報共有 ●相談窓口の設置	●国、都などの情報入手・情報提供 ●庁内、関係機関との情報共有 ●相談窓口等による相談	●国、都などの情報入手・情報提供 ●庁内、関係機関との情報共有 ●相談窓口等による相談	●国、都などの情報入手・情報提供 ●庁内、関係機関との情報共有 ●相談窓口等による相談	●国、都などの情報入手・情報提供 ●庁内、関係機関との情報共有 ●相談窓口の縮小
				●実施予定の対策について周知	●実施予定の対策について周知	
		●発生状況、医療機関受診方法等の情報提供	●発生状況、医療機関受診方法等の情報提供	●発生状況、病原性、症例等の情報提供	●発生状況、病原性、症例等の情報提供	●発生状況、病原性、症例等の情報提供
		●症状がある場合の医療機関の受診方法の周知(新型インフルエンザ相談センターについて等)	●症状がある場合の医療機関の受診方法の周知(新型インフルエンザ相談センターについて等)	●症状がある場合の医療機関の受診方法の周知(新型インフルエンザ相談センターについて等)	●受診方法変更の周知	
	●基礎知識、感染防止策について普及啓発	●普及啓発と実践の呼びかけ	●徹底の呼びかけ	●徹底の呼びかけ強化	●徹底の呼びかけ	●第二波に備え継続した呼びかけ
		●入所、通所施設の感染予防策の準備	●児童等をはじめ施設利用者の手洗い、うがい等の徹底及び健康管理の強化	●強化徹底	●強化徹底	
			●集会、催物等の中止や延期の検討を呼びかける	●中止・延期の呼びかけ	●呼びかけ強化	
				●不要不急の外出自粛を呼びかける	●呼びかけ強化	
		●発生地域へ旅行自粛の呼びかけ	●発生地域へ旅行自粛の呼びかけ	●発生地域へ旅行自粛の呼びかけ		
		●発生地域からの帰京者等へ注意の呼びかけ	●発生地域からの帰京者等へ注意の呼びかけ	●発生地域からの帰京者等へ注意の呼びかけ		
				●徒歩、自転車による移動の推奨	●呼びかけ強化	
		●臨時休業等の対応(検討)	●臨時休業等の対応(検討)	●患者が発生した場合は早期に臨時休業等を実施	●患者が発生した場合は早期に臨時休業等を実施	
					●緊急事態宣言下で、特措法に基づき都が外出自粛要請、施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都に協力	
					●事業者へ発熱のある者は出勤させない等の措置をとり施設内感染予防策を強化徹底するよう呼びかける	
予防接種	●新型インフルエンザ等対策に従事する市職員に対する特定接種の実施体制を構築	特定接種の実施	接種が完了するまで継続			
	●住民接種の接種体制(医療従事者、接種場所、接種に要する器具、市民への周知等)について狛江市医師会をはじめ関係機関と協議を行い、円滑な接種体制を構築	●住民接種の接種体制(医療従事者、接種場所、接種に要する器具、市民への周知等)について狛江市医師会をはじめ関係機関と協議を行い、円滑な接種体制を構築	具体的準備	●ワクチン供給が始まり次第、住民接種実施<緊急事態宣言下でない場合>新臨時接種<緊急事態宣言下>特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種	●ワクチン供給が始まり次第、住民接種実施<緊急事態宣言下でない場合>新臨時接種<緊急事態宣言下>特措法第46条で規定する予防接種法第6条第2項に基づく臨時の予防接種	●流行の第二波に備え未接種者への接種を勧奨
	●特定接種について、国が実施する登録事業者の登録業務について必要に応じ協力登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体が集団的接種体制の構築が困難な場合は、必要に応じて協力					

市民生活及び経済活動の安定の確保	●指定公共機関、指定地方公共機関が作成する業務計画の把握(特措法第9条)	●指定公共機関、指定地方公共機関が作成する業務計画の把握(特措法第10条)	●指定公共機関、指定地方公共機関が作成する業務計画の把握(特措法第11条)	●指定公共機関、指定地方公共機関が作成する業務計画の把握(特措法第12条)	●ライフライン、公共交通機関等に対し事業継続を要請	●平常時の生活へ回復を呼びかける
	●生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について検討	●準備	●準備	●準備	●配布等の実施	●第二波に備え、食料品・生活必需品の備蓄について市民に呼びかける
	●食料品・生活必需品の備蓄について市民に呼びかける					
		●食料品・生活必需品の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける	●食料品・生活必需品の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける	●食料品・生活必需品の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける	●食料品・生活必需品の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける	
				●事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保	●相談対応	
	●独居高齢者、障害者等の要支援者への生活支援(見回り、介護、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討	●準備	●準備	●最終点検と必要に応じた支援	●関係団体の協力を得ながら支援	
					●介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に対し事業継続を要請	
	●一時的に遺体を安置できる施設等について検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する	●準備	●準備	●準備	●臨時遺体安置所の設置	
					●墓地、埋葬等に関する法律のの特例への対応 ●近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整	
					●休日診療及び休日夜間急患診療の維持に努める ●診療体制について狛江市医師会及び都と連携し調整を図る	
				●ごみの排出抑制について協力依頼		
		●ごみ処理等について都内感染期に備えた準備	●ごみ処理等について都内感染期に備えた準備	●ごみ収集業務の継続、多摩川衛生組合にごみ処理業務の継続要請		

狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月29日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、狛江市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び職員)

第2条 狛江市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 狛江市新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 狛江市新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 前3項に規定する職員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(部)

第3条 本部長は、本部に部を置く。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、部長は部の事務を掌理する。

(会議)

第4条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成25年3月29日
規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(本部長)

第3条 本部長は、市長をもって充てる。

(副本部長)

第4条 狛江市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 狛江市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、児童青少年部長、環境部長、都市建設部長、教育部長及び狛江消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名する者をもって本部員に充てることができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 本部内の連絡調整を図るため、本部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部に属する本部の職員のうちから当該部の部長が指名する。

(本部派遣員)

第7条 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げるもの（以下「指定地方行政機関等」という。）の長、代表者又は管理者（指定地方行政機関等の長、代表者又は管理者が指定する者を含む。）に対し、当該指定地方行政機関等の職員の本部への派遣その他の本部の事務への協力を求めることができる。

- (1) 指定地方行政機関
- (2) 自衛隊
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関
- (4) 東京都及び他区市町村

2 前項第1号から第3号までに掲げる指定地方行政機関等に職員の派遣を要請するときは、東京都知事を経由して行うものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りではない。

3 本部長は、本部派遣員（前項の規定により本部への派遣その他の本部の事務への協力を行う指定地方行政機関等の職員をいう。）に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（部）

第8条 部の名称、部長に充てる職及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部の編成に関して必要な事項は、部長が別に定める。

（会議の構成）

第9条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

（会議の審議事項）

第10条 会議において、次に掲げる事項について本部の基本方針を策定する。

- (1) 狛江市の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 東京都、他区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(本部連絡員調整会議)

第 11 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部連絡員による調整を行うための会議を招集することができる。

(職務権限)

第 12 条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則 (平成 26 年 4 月 9 日規則第 21 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第 8 条関係)

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
企画財政部	企画財政部長	(1)報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 (2)広報及び広聴に関すること。 (3)写真等による情報の収集及び記録に関すること。 (4)在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 (5)新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 (6)新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること。 (7)支払資金の把握及び確保に関すること。

		<p>(8)財務会計システムの維持に関する こと。</p> <p>(9)その他特命に関すること。</p> <p>(10)新型インフルエンザ等発生時にお ける他部の応援に関すること。</p>
総務部	総務部長	<p>(1)本庁舎の維持管理に関すること。</p> <p>(2)本庁舎の相談窓口設備等の設置に 関すること。</p> <p>(3)車両の調達に関すること。</p> <p>(4)基盤システムの維持に関するこ と。</p> <p>(5)市民生活の安心安全に関するこ と。</p> <p>(6)水防活動の維持に関すること。</p> <p>(7)野外収容施設の設営に関するこ と。</p> <p>(8)職員の感染予防等に関すること。</p> <p>(9)職員の予防接種（特定接種）の実 施に関すること。</p> <p>(10)職員の動員及び給与に関するこ と。</p> <p>(11)市有施設の工事の安全管理に関す ること。</p> <p>(12)新型インフルエンザ等発生時にお ける他部の応援に関すること。</p>
市民生活部	市民生活部長	<p>(1)市税の基幹業務システムの維持管 理に関すること。</p> <p>(2)小企業及び農業団体等との調整に 関すること。</p> <p>(3)新型インフルエンザ等発生時にお ける他部の応援に関すること。</p>

福祉保健部	福祉保健部長	<ul style="list-style-type: none"> (1)社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 (2)高齢者及び障がい者等の支援に関すること。 (3)本部に関すること。 (4)関係機関との連絡調整に関すること。 (5)情報等の収集及び提供に関すること。 (6)相談体制の整備，調整及び運営に関すること。 (7)社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 (8)登録事業者の予防接種（特定接種）の連絡調整に関すること。 (9)新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関すること。 (10)感染予防策の広報に関すること。 (11)市民，医療機関等からの相談に関すること。 (12)予防接種に係る連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。 (13)抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。 (14)家畜伝染病のまん延防止に関すること。 (15)遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 (16)その他保健衛生及び医療に関すること並びに新型インフルエンザ等対策の連絡調整に関すること。
-------	--------	--

児童青少年部	児童青少年部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 私立保育園，私立幼稚園等との連絡調整に関する事。 (2) 児童福祉施設の感染予防等に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
環境部	環境部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園の維持管理に関する事。 (2) 鳥獣の監視に関する事。 (3) 下水道機能の維持管理に関する事。 (4) 資源の使用抑制に関する事。 (5) ごみの排出抑制に関する事。 (6) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
都市建設部	都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び河川の維持管理に関する事。 (2) 市が行う都市整備事業等に係る工事の安全管理に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
教育部	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の感染予防等に関する事。 (2) 東京都教育庁との連携に関する事。 (3) 教育課程の編成及び各種システムの維持に関する事。 (4) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。

登録番号(刊行物番号)

H28-54

狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 29 年 1 月発行

発 行 狛江市福祉保健部 健康推進課
狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電 話 03 (3488) 1181

印 刷 庁内印刷

頒布価格 100 円

